

2024年6月3日

株主各位

第128回定時株主総会
電子提供措置事項のうち書面交付請求による
交付書面に記載しない事項

事業報告

会社の新株予約権等に関する事項

会計監査人の状況

会社の体制及び方針

連結計算書類

連結持分変動計算書

連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書

個別注記表

[第128期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）]

TDK株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	発行決議日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権1個当たりの払込金額(発行価額)	行使期間	保有状況	
						取締役	監査役
2010年	2010年5月26日	24個	普通株式 7,200株	421,300円 (公正価値)	2010年7月4日～ 2030年7月3日	—	—
2011年	2011年5月25日	31個	普通株式 9,300株	392,500円 (公正価値)	2011年7月3日～ 2031年7月2日	—	1名 3個
2012年	2012年6月21日	51個	普通株式 15,300株	277,000円 (公正価値)	2012年7月8日～ 2032年7月7日	—	1名 3個
2013年	2013年6月19日	65個	普通株式 19,500株	311,200円 (公正価値)	2013年7月7日～ 2033年7月6日	—	1名 15個
2014年	2014年6月18日	103個	普通株式 30,900株	413,600円 (公正価値)	2014年7月6日～ 2034年7月5日	—	1名 15個
2015年	2015年7月31日	308個	普通株式 92,400株	680,600円 (公正価値)	2015年8月23日～ 2035年8月22日	2名 64個	1名 23個
2016年	2016年6月17日	257個	普通株式 77,100株	427,300円 (公正価値)	2016年7月10日～ 2036年7月9日	2名 114個	1名 13個
2017年	2017年6月16日	152個	普通株式 45,600株	658,400円 (公正価値)	2017年7月9日～ 2037年7月8日	3名 41個	1名 9個
2018年	2018年3月23日	377個	普通株式 113,100株	837,300円 (公正価値)	2018年4月8日～ 2038年4月7日	3名 140個	1名 15個
2018年第2号	2018年6月20日	24個	普通株式 7,200株	1,041,000円 (公正価値)	2018年7月8日～ 2038年7月7日	—	—
2019年	2019年3月26日	128個	普通株式 38,400株	856,200円 (公正価値)	2019年4月7日～ 2039年4月6日	3名 36個	—
2019年第2号	2019年6月19日	32個	普通株式 9,600株	780,000円 (公正価値)	2019年7月7日～ 2039年7月6日	—	—
2020年	2020年3月25日	2個	普通株式 600株	759,600円 (公正価値)	2020年4月12日～ 2040年4月11日	—	—

- (注) 1. 上記の新株予約権は、いずれも行使価額が1株当たり1円の株式報酬型であります。
 2. 社外取締役及び監査役には、新株予約権を付与しておりません。
 3. 取締役が保有している新株予約権には、執行役員時に付与されたものが含まれております。
 4. 監査役が保有している新株予約権は、執行役員時に付与されたものであります。
 5. 2020年6月23日開催の第124回定時株主総会においてご承認いただいた事後交付型株式報酬制度の導入に伴い、付与済のものを除き、株式報酬型ストックオプション制度は廃止いたしました。
 6. 当社は、2021年10月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行いました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付された新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

区分	支払額
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額	399百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	451百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況、報酬見積りの算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、社債発行に係るコンフォート・レターの作成を行う業務の対価を支払っております。
4. 当社の重要な子会社のうち TDK U.S.A. Corporation、SAE Magnetics (Hong Kong) Limited 等は海外に在する KPMG メンバーファームによる監査を、TDK Electronics AG はそれ以外の監査法人による監査をそれぞれ受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると、監査役全員が認めた場合、当社監査役会の全員一致の決議により当該会計監査人を解任する方針です。

また、当社会計監査人について、法定解任事由に該当する事実がある場合のほか、会計監査人の適格性、独立性、倫理性またはその他の職務遂行に係る重要な要素につき、疑義を抱かせる事実が認められた場合、当社監査役会は監査役会規程及び会計監査人の選任・解任・再任基準に則り、事実関係を総合的に検討し、その解任または不再任の是非を判断します。

会社の体制及び方針

[取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制]

上記の体制の整備について、当社取締役会が決議した内容は、次のとおりであります。

(2023年4月27日 改定)

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、東京工業大学で発明された磁性材料フェライトの工業化を目的としたベンチャー企業として、1935年に設立されました。社是である『創造によって文化、産業に貢献する』という創業の精神に基づき、独創性をたゆまず追求し、新たな価値を創造した製品・サービスを提供することを通じて、企業価値を高めてまいりました。また、当社グループは、今後もすべてのステークホルダー（株主、顧客、取引先、従業員、地域社会等）の満足と信頼、支持を獲得するとともに、社会的課題を解決して社会に役立つ存在であり続け、持続可能な社会の発展に貢献してまいります。このため、国の内外において、人権を尊重し、関係法令・国際ルール及びその精神を遵守し、高い倫理観をもって社会的責任を果たしていくことを「企業行動憲章」として明確に宣言し、「企業倫理綱領」に定められた行動基準に従って、当社グループを構成するすべての役員及び従業員は厳格に行動してまいります。

さらに、当社は、社是の実践により、モノづくりを通じて経営目標の達成及び企業価値のさらなる向上を目指すとともに、社会の一員としての自覚を常に意識した、健全な企業風土の醸成に努め、真摯に企業活動を行ってまいります。同時に、ステークホルダーに対し網羅性・的確性・適時性・公平性をもって情報開示を行うことにより、説明責任を果たしてまいります。

このように、当社は経営理念を誠実かつひたむきに追求していくとともに、経営の健全性・遵法性・透明性を継続して確保していくため、次の効率的かつ規律ある企業統治体制（コーポレート・ガバナンス・システム）を構築してまいります。

① 監査役制度の採用と監視機能の強化

当社は、監査役制度を採用するとともに、利害関係のない独立した社外監査役を招聘し、経営の監視機能を強化します。

② 取締役会の監督機能の強化

取締役会を少人数構成とすることにより、経営の迅速な意思決定を図るとともに、利害関係のない独立した社外取締役を招聘し、経営の監督機能を強化します。また、取締役の3分の1以上を独立した社外取締役とすることを基本方針とし、取締役会議長は、監督と執行の明確な分離を図る観点から、原則として独立した社外取締役が務めます。さらに、取締役に対する株主の信任機会を事業年度毎に確保するため、取締役の任期を1年とします。

③ 執行役員制度の採用による迅速な業務執行

当社は、執行役員制度を採用し、取締役会における経営の意思決定及び取締役の業務監督機能と業務執行機能を分離します。これにより、権限委譲に基づく意思決定の迅速化と、業務執行の責任と権限の明確化を図ります。執行役員は業務執行機能を担い、取締役会の決定した事項を実行することにより、経営の意思決定に基づき迅速に業務を執行します。

④ 取締役会諮問機関の設置（指名諮問委員会、報酬諮問委員会、コーポレート・ガバナンス委員会）

指名諮問委員会は、社外取締役を委員長とし、過半数の委員を社外取締役で構成します。同委員会は、取締役及び監査役並びに執行役員の指名に関し、期待される要件を審議の上、候補者を推薦することで、取締役及び監査役並びに執行役員の選任の妥当性及び決定プロセスの透明性の確保に寄与します。

報酬諮問委員会は、社外取締役を委員長とし、過半数の委員を社外取締役で構成します。同委員会は、取締役及び執行役員並びに主要子会社の社長及びそれに準ずる役員の報酬の仕組みと水準を審議し、報酬決定プロセスの透明性並びに会社業績、個人業績及び世間水準等から見た報酬の妥当性を検証します。

コーポレート・ガバナンス委員会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために、当社の中長期のコーポレート・ガバナンスのあり方や体制、当社のコーポレート・ガバナンスに関する方針及び取締役会からの諮問事項等について審議を行い、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実を図ります。

こうした体制の下、経営の監視機能を果たす監査役は、監査役会規程、監査役監査基準及び内部統制監査実施基準に基づきその職務を執行し、取締役による職務執行の法令及び定款に対する適合性及び妥当性を監査することにより、経営の健全性・遵法性・透明性を確保します。

また、経営の意思決定及び業務執行の監督を責務とする取締役は、法令及び定款の主旨に沿って制定された取締役職務規程及び取締役会規程に基づき、また、業務執行を責務とする執行役員は、執行役員職務規程に基づき、それぞれの職務を執行することにより、経営の健全性・遵法性・透明性を確保します。

さらに、当社は、当社に適用される各国の証券取引法及びその他の同種の法令並びに当社が上場する証券取引所の規則等（以下「証券規制」と総称する）を遵守するため、情報開示委員会を設置するとともに、次の手続・体制を確立します。

- ① 証券規制により開示が義務付けられているすべての情報の収集、記録、分析、処理、要約及び報告を行い、証券規制所定の期間内に適時に開示することを保証するための統制その他の手続
- ② 適用する会計基準に従った財務諸表の作成が可能となるよう、会社の行う取引が適切に授権されていること、会社の資産が無権限の使用又は不適切な使用から保護されていること及び会社の行う取引が適切に記録されかつ報告されていることについて、合理的な確信を得られるように設計された手続を会社が有することを保証するための体制
- ③ コーポレート・ガバナンス・システムについての証券規制の要請を遵守するものとなることを確保するための体制

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の業務執行の責任者である社長は、当社グループに適用される文書管理規程を制定し、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理方法に関する原則を定めます。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループのリスク管理体制を強化するため、経営会議直属の次の各委員会（委員長は執行役員）を設置します。

- ① ERM*委員会
事業目標の達成及び事業運営を阻害する要因（リスク）への全社的対応を目的として設置されたERM委員会を通じ、全社的リスクマネジメントのさらなる強化を図ります。リスクマネジメント活動における各組織の役割を明確化し、リスクの識別～評価、対策の検討～実行～モニタリング・改善までの一連のリスク管理活動のPDCAサイクルを回してまいります。

*ERM（Enterprise Risk Management）

- ② コンプライアンス委員会
コンプライアンスに関するリスクマネジメントの統括と、取り組みの高度化を目的としたコンプライアンス委員会を通じて、法令違反等の未然防止や再発防止の強化を推進します。コンプライアンス委員会は、全社的なコンプライアンス活動方針及び計画の承認、コンプライアンスに関して当社グループが重点的に取り組むリスクの選定、個別のリスクのリスクオーナー部門への割当、リスクオーナー部門に対する指示及びモニタリングを行います。
- ③ 危機管理委員会
企業の存続や発展を阻害するような重大な災害・事故・事件（自然災害・火災等事故・感染症等）の事前の対策の実施と、事後の損害の軽減や拡大防止を目的に危機管理委員会を設置、活動します。有事の際には迅速に全社危機対策本部を立ち上げ、まずは従業員の安全確保に最優先で取り組みつつ、事業継続計画（BCP）に基づき、一刻も早い事業再開を実現してお客様への供給責任を果たします。
- ④ 情報セキュリティ委員会
顧客預り情報や個人情報等の重要情報を法令遵守のもと適正に管理し、サイバー攻撃に対する施策や内部からの情報漏えい対策を実施するとともに、当社グループにおけるセキュリティ状況を監視し、攻撃を未然に防ぎます。また、攻撃を受けた場合は迅速に状況を把握、復旧し、対策を講じます。

- ⑤ 情報開示委員会
証券取引に関する諸法令及び当社が株式上場する証券取引所規則に基づき、網羅性・的確性・適時性・公平性をもって適切な情報開示が行われるよう、株主及び投資家の投資判断に係る当社の重要な会社情報・開示書類を審議し精査します。

当社は、これらの活動状況に関する監査役及び内部監査部門による定期的な確認と監査により、当社グループにおける経営上重要なリスクの抽出・評価・見直し・効果的な対応策の策定等、リスク管理体制を強化し、その実効性を高めるための助言が受けられる仕組みを確保するとともに、顧問弁護士等の専門家からも、当社グループを取り巻くリスクについて、随時助言を受けます。

(4) 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、取締役会を少数構成とすること及び執行役員制度を採用することにより、取締役による経営の意思決定を効率的かつ迅速に行います。

また、当社グループの開発・製造・販売・財務状況等の業務執行に関する方針及び施策は、社長が指名した執行役員及び機能責任者により構成される経営会議において審議のうえ、社長により決定されます。全執行役員がその決定事項に従って職務を速やかに行い、その職務の執行状況については、取締役会への報告や執行役員による経営会議への報告を定期的に行うことにより、経営が効率的に行われることを確保します。

子会社においては、当社グループを対象とした「グローバル共通規程」に定められた責任と権限に基づき業務を執行することで、経営が効率的に行われることを確保します。また、「グローバル共通規程」において、子会社がその経営状況、取締役等の職務の執行の状況等に関し、定期的又は必要に応じて報告すべき事項を定めることで、適切な報告がなされる体制を確立します。

(5) 当社の使用人並びに子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループ全構成員に対し、当社グループの経営理念、「企業倫理綱領」及び「企業行動憲章」を周知徹底します。これにより、経営の健全性・遵法性・透明性を高め、当社グループ全構成員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保します。

また、当社は、取締役会の決議により執行役員の中からGlobal Chief Compliance Officer（グローバル・チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を任命し、コンプライアンス委員会を運営します。Global Chief Compliance Officerは、コンプライアンス委員会の委員長を務め、各地域のRegional Chief Compliance Officer（リージョナル・チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を任命します。当社は、本体制を通じ、当社グループのコンプライアンス体制強化のための活動を推進し、コンプライアンス委員会はその活動内容を社長及び取締役会に報告します。

さらに、当社は、コンプライアンス委員会の内部組織である倫理部会を通じて、当社グループの内部通報制度（相談窓口、ヘルプラインを含む）の運用を行い、倫理部会はその活動内容をコンプライアンス委員会及び取締役会に報告します。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループの各取締役・執行役員・業務執行責任者は、「企業倫理綱領」並びに各組織の職責及び権限をまとめた「グローバル共通規程」を遵守しつつ業務の決定を行い実施することで、業務の適正を確保します。

また、監査役は、当社グループの各部門に対し、部門監査・重要書類閲覧・重要会議出席を通じ、業務執行状況を定期的に監査します。さらに、内部監査部門は、当社グループの各部門に対し、業務執行と経営方針との整合性、業務の有効性及び効率性、報告の信頼性、関連法令の遵法性及び当社グループの規程の遵守の面から監査及び支援を行います。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

業務執行機能から独立した専属の使用人で構成される監査役室を設置し、監査役の職務に対する補助機能を果たします。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役室での職務に従事する使用人に対する指揮命令権限は、監査役のみに属するものとします。

また、当該使用人に対する人事考課は、監査役が直接評価し、異動・懲戒については、監査役の同意を得た上で当社運用ルールに従って決定します。

(9) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社グループ全構成員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は、速やかに適切な報告を行います。当社グループの経営方針や執行役員の業務執行状況については、経営会議や事業計画検討会等の重要会議へ監査役が出席することで適時に情報提供が行われ、その議事録についても速やかに監査役に提出されます。さらに必要に応じて執行役員等が監査役に直接説明を行います。業務を執行する当社の各部門及びグループ会社が作成する報告書についても監査役が閲覧でき、当社グループの執行状況を監査役が確認できる体制をとります。

加えて法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、当社グループ全構成員は、倫理部会により構築された当社グループを網羅した相談窓口、ヘルプラインを通じて、倫理部会に対し報告を行うことができます。なお、倫理部会は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った場合は、当該事実を直ちに監査役又は監査役会に対し報告します。

また、ERM委員会等の活動情報についても、監査役に適宜提供され、監査役が企業活動全般について状況を確認できる体制をとります。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、法令等又は「企業倫理綱領」に反する行為を報告した当社グループ全構成員について、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、その旨を「企業倫理綱領」に明記し、グループ全構成員に対し周知徹底します。

(11) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の請求を行ったときは、担当部門において審議し、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行います。

(12) その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役及び監査役会は、社長と定期的に会合を持ち、経営方針を確かめるとともに、当社グループが対処すべき課題、当社グループを取り巻くリスク、監査役監査上の重要課題等について意見交換を行い、社長との相互認識を深めます。

監査役及び監査役会は、内部監査部門と定期的に会合を持ち、会計監査人からの定期的な監査の報告を内部監査部門とともに受け、当初の監査計画と結果について情報共有を図ることで、監査役監査が実効的に行われることを確保します。また、監査役会は、業務執行部門から独立している弁護士と顧問契約を締結し、監査役又は監査役会の観点から検討、確認等が必要な事項について助言を受けられる体制をとります。

[業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要]

(1) 内部監査及び財務報告に係る内部統制

内部監査部門である経営監査グループは、経営会議直属の各委員会に対する活動状況のヒアリングをはじめ、事業部門、主要子会社における法令及び社内規程等の遵守状況及び業務の効率性・有効性を確認いたしました。また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性」について、国内外の重要拠点及び重要子会社を対象にリスクベースにて年度及び3年周期での実地評価を実施いたしました。これらの状況については、社長、取締役会及び監査役に定期的に報告しております。

経営監査グループと常勤監査役との間では情報共有を行っており、経営監査グループから常勤監査役に対し内部監査報告書を提出するとともに、常勤監査役から監査役監査結果を入手し、効率的な内部監査を図っております。

会計監査人とは、四半期決算報告等により、会計監査人による監査の状況を定期的に確認するほか、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性」の評価状況について定期的に意見交換しております。

また、当社は、情報開示委員会を設置し、積極的に、かつ網羅性、的確性、適時性、公平性、整合性をもった適切な情報開示が行われるよう、決算短信をはじめとする株主及び投資家の投資判断に係る重要な開示書類を審議、精査しております。

(2) 企業倫理

当社は、当社グループを構成する役員及び従業員における企業倫理やコンプライアンスに関する意識の浸透・徹底について、経営トップが自ら先頭に立って当社グループの経営理念、企業倫理綱領及び企業行動憲章を周知徹底しております。また当社は、コンプライアンス委員会の内部組織として設置した倫理部会を通じて、企業倫理綱領遵守状況を定期的にモニタするとともに、企業倫理一般に関する集合教育、eラーニング等を、毎年、日本だけでなく、海外拠点においても実施しております。

さらに、倫理部会は、内部通報制度（相談窓口、ヘルプラインを含む）の運営主体として、当社グループ内の通報ルートに加えて外部法律事務所を通じた通報ルートを各地域に設置しております。これにより、通報者が複数の通報ルートから適宜最適と考えるルートを選択することが可能となっております。倫理部会は、四半期毎にコンプライアンス委員会及び取締役会に内部通報制度の運用状況を報告しております。

(3) コンプライアンス

当社は、取締役会の決議により、執行役員の中からGlobal Chief Compliance Officer（グローバル・チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を任命し、コンプライアンス委員会を運営しております。さらに、Global Chief Compliance Officerは、日本のほか世界4地域のRegional Chief Compliance Officer（リージョナル・チーフ・コンプライアンス・オフィサー）を任命しております。これらにより、当社グループ全構成員が世界共通の規範に基づきコンプライアンスに則した行動をするための体制を一層強化するとともに、誠実で公正、透明な企業風土を醸成し、顧客や社会の信頼、期待に応えてまいります。

コンプライアンス委員会は、Global Chief Compliance Officerがその委員長を務め、全社的なコンプライアンス活動方針及び計画の承認、コンプライアンスに関して当社グループが重点的に取り組むリスクの評価、選定、個別のリスクのリスクオーナー部門への割当、リスクオーナー部門に対する指示及びその活動状況のモニタリングを行っております。リスクオーナー部門は、コンプライアンスに関連して発生した諸問題については解決のためのアクションと再発防止策を、また未然防止の観点からは必要な策を講じております。Global Chief Compliance Officerは、それら活動内容を社長に報告するとともに半年毎に取締役会に報告しております。

(4) リスク管理

当社は、持続的成長を目指す上で、組織目標の達成を阻害する要因(リスク)に対し、対策を推進し適切にリスク管理を行う全社的なリスクマネジメントを実施するため、ERM委員会を設置しております。ERM委員会は、当社グループが置かれている事業環境で想定されるリスク項目・シナリオを選定し、都度の見直しを行いながら、個々のリスク項目に関して、対策を主導するリスクオーナー部門を割り当て管理しております。リスク対応の第1線である事業部門・子会社及び第2線にあたるリスクオーナー部門（主に本社機能）は、割り当てられた、または関連のあるリスク項目について、リスクが顕在化した場合の影響度及び発生頻度の観点からリスク評価を行い、対策の実施状況をERM委員会に報告しております。ERM委員会では、これらのリスク評価結果について検証・分析を行い、

影響度・発生頻度の二軸のリスク・ヒートマップに落とし込み、重要リスクを特定しております。また、その対策の進捗状況については、全社重点管理事項として管理しております。さらに、リスク・ヒートマップや重要リスクの対策状況については、経営会議において審議し、取締役会に報告しております。昨今重要リスクとして認識されている地政学的リスクについては、それが顕在化した場合の対応、例えば特定地域における有事発生の際の対応は、経営企画グループが中心となって検討しております。

部門横断での対応が必要なリスクのうち、特に以下のリスクに対しては、委員会を設置し対応を行っております。

自然災害、火災等事故、感染症等に関わるリスクに対しては、危機管理委員会を設置し、全社の基本方針に基づいて策定された各事業部門の事業継続計画（BCP）が有事の際に適切に機能するよう定期的に運用状況を確認するとともに、適時、経営者へ情報共有を行っております。

情報セキュリティにおけるリスクについては、情報セキュリティ委員会を設置し、継続的に情報セキュリティリスクを検証し、サイバーセキュリティフレームワークに沿った識別・防御・検知・対応・復旧の施策を実施し、従業員からサプライヤーも含め改善を進めております。

(5) グループ経営管理

当社は、社是・社訓である創業の精神に基づき、新たな価値を創造し続けるため、10年先を見据えた長期ビジョンであるサステナビリティビジョン（「テクノロジーですべての人を幸福に」）を描き、中期経営計画とTDKグループのマテリアリティ（重要課題）を策定いたしました。そして、これらの実現を支えるために、有効かつ効率的なグループガバナンス体制の強化に取り組んでおります。TDKグループのマテリアリティでは、経営管理における重要課題として「品質管理」「人材マネジメント」「サプライチェーンマネジメント」「オポチュニティ&リスクマネジメント」「権限委譲と内部統制の追求」「資産効率の向上」を設定しております。これらのマテリアリティに、事業部門及び本社部門を主管部門として割り当て、PDCAサイクルを回し、継続的改善を図っております。

約30か国に約140の子会社を有する当社は、グループガバナンスの重要性を認識し、当社グループ各組織の役割と実施すべき事項、全構成員が遵守すべきルール等を定めた「グローバル共通規程」を制定しております。当社を含むグループ各社は、このグローバル共通規程を自社の規程として適用し、運用しております。また、原則として月に2回開催する経営会議では、グローバル共通規程に基づき、当社グループの業務執行に関する方針及び施策を審議し、事業部門及び本社部門から定期的な報告を受けることで、各部門の目標及び実行計画とその進捗状況の把握を行っております。加えて、グループ各社・各構成員のそれぞれの強みを活かしつつグループ全体の力を結集するために、グローバル共通規程を含む、当社グループの構成員が共有すべき思想・価値観、グループ経営の概要・ルール等を一つにまとめた情報集「TDK Navigation Book」を作成し、浸透を図っております。子会社に対しては、それぞれの子会社を主管する部門を定め、責任・権限を明確にし、当該主管部門が子会社事業の指揮命令・管理を行うとともに、本社部門が各担当業務において子会社に対する指導・管理を行っております。

さらに、主要地域である米州・欧州・中国には地域本社を設置し、各地域本社が本社部門の一部として、域内子会社に対して地域の特性に応じた指導・管理を行うことで、より実効性のあるグループガバナンス体制を構築しております。

(6) 取締役及び取締役会

取締役会は、独立社外取締役3名を含む7名で構成されており、独立社外取締役が取締役会議長を務め議事運営を行っております。取締役会は、法令・定款・社内規程で定められた事項、経営上の重要事項等について慎重な審議の上で決定を行うとともに、業務執行状況の監督を行っております。また、コーポレート・ガバナンス基本方針に定める「ボード・カルチャー」及び事業年度毎に設定する「取締役会の運営方針」に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための多方面からの議論、執行側への助言を行っております。また、当事業年度から、取締役会と従業員のエンゲージメント強化のための施策「開かれたボード」の取り組みを開始し、信頼関係に基づく内部統制の実効性向上を図っております。また、取締役会の諮問機関として指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設けており、それぞれの委員長及び委員の過半数は、独立社外取締役が務めております。これにより、役員の名指・報酬に関する決定プロセスの透明性・客観性を高めております。さらに、コーポレート・ガバナンス委員会を設置し、当社の中長期のコーポレート・ガバナンスのあり方や体制、当社

のコーポレート・ガバナンスに関する方針及び取締役会からの諮問事項等について審議を行い、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実を図っております。

取締役会は、その実効性をより高めていくために、毎事業年度、取締役会の諮問機関（指名諮問委員会、報酬諮問委員会、コーポレート・ガバナンス委員会）を含めた取締役会についての実効性の評価を実施しております。なお、当事業年度は取締役会を14回開催いたしました。

(7) 監査役及び監査役会

監査役は、取締役会への出席のほか、経営会議、事業計画検討会等の重要会議への定常的な出席並びに経営報告書及び決裁申請書の閲覧を通じて、当社グループの経営方針や執行役員等の業務執行状況に関する情報を適時に入手し、監査役間で共有し協議しております。常勤監査役は当事業年度の重点監査項目を定めた監査方針に基づき、事業責任者・本社機能長から業務執行状況のヒアリングを行い、事業部門及び本社部門並びに重要度に従って選択した子会社を対象に監査を実施いたしました。そして、そこで抽出された課題は関連する事業部門及び本社部門等と共有し、その対応策を確認いたしました。加えて、子会社の監査役と定期的な会合・情報共有を行い、グループ全体を監査するための重要な論点・所見等に関して意見交換を実施いたしました。社外監査役は社外取締役との間で定期的な情報共有の会合を設け意見交換を行い、また事業部門及び本社部門等から説明を受け、主要課題等への対応状況を確認いたしました。

監査役会は、監査方針及び年間の監査計画を策定するとともに、取締役会及び代表取締役との定期的な会合等を通じて当社の経営状況を確認し、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスに係る事項を含む当社グループが対処すべき課題、内部統制の構築・運用の状況、当社グループを取り巻くリスク、監査役監査における重要課題等について、適宜、意見表明及び提言を行っております。また、内部監査部門から内部監査報告書を入手し、定期的な会合を設け、情報共有及び連携を図っております。これらの監査の結果の概要、抽出された課題・リスク、確認された対応策及び内部監査の状況は、監査役会において全監査役で共有し、問題点については監査役会で協議を行い、また取締役にも適宜報告しております。なお、監査役会は顧問契約を締結した弁護士と随時の会合を持ち、監査役職務に関わる法的な助言を適時に受けることにより、監査役職務の実効性の向上を図っております。他方で、監査役会は会計監査人と監査計画について協議し、監査結果報告会、連絡協議会等の会合を複数回設け、監査上の主要な検討事項（KAM）につき意見交換するなど連携を図っております。このような活動を踏まえ、当事業年度は監査役会を15回開催いたしました。

(注) 本事業報告中の各項目は、別途注記がある場合を除き、2024年3月期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）または2024年3月期末（2024年3月31日）現在の状況を記載しております。

また、本事業報告中に記載の金額、株数、比率等は、別途注記がある場合及び表示単位未満の数値がない場合を除き、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結持分変動計算書

(自2023年4月1日 至2024年3月31日)

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の 資本の構成要素
2023年4月1日残高	32,641	45	1,054,738	387,281
当期包括利益				
当期利益	-	-	124,687	-
その他の包括利益 (税効果考慮後)	-	-	-	166,145
当期包括利益合計	-	-	124,687	166,145
所有者との取引等				
非支配株主との資本取引	-	△34	-	-
配当金の支払	-	-	△42,103	-
利益剰余金から資本剰余金 への振替額	-	18	△18	-
自己株式の取得	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-
株式報酬取引	-	191	-	-
ストックオプションの権利行使	-	△142	-	-
リストラクテッド・ストック・ユニッ トに基づく株式支給	-	△44	-	-
所有者との取引合計	-	△11	△42,121	-
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替	-	-	1,428	△1,428
2024年3月31日残高	32,641	34	1,138,732	551,998

	自己株式	親会社の所有 者に帰属する 持分計	非支配持分	資本合計
2023年4月1日残高	△16,259	1,458,446	4,421	1,462,867
当期包括利益				
当期利益	-	124,687	1,448	126,135
その他の包括利益 (税効果考慮後)	-	166,145	47	166,192
当期包括利益合計	-	290,832	1,495	292,327
所有者との取引等				
非支配株主との資本取引	-	△34	2,112	2,078
配当金の支払	-	△42,103	△546	△42,649
利益剰余金から資本剰余金 への振替額	-	-	-	-
自己株式の取得	△1	△1	-	△1
自己株式の処分	1	1	-	1
株式報酬取引	-	191	127	318
ストックオプションの権利行使	142	0	-	0
リストラクテッド・ストック・ユニッ トに基づく株式支給	44	-	-	-
所有者との取引合計	186	△41,946	1,693	△40,253
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替	-	-	-	-
2024年3月31日残高	△16,073	1,707,332	7,609	1,714,941

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	143社
主要な連結子会社の名称	TDKラムダ株式会社 TDKエレクトロニクスファクトリーズ株式会社 TDK China Co., Ltd. SAE Magnetics (Hong Kong) Limited TDK U.S.A. Corporation TDK Europe S.A. TDK Electronics AG Amperex Technology Limited InvenSense, Inc.

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数	6社
主要な持分法適用関連会社の名称	戸田工業株式会社 株式会社半導体エネルギー研究所 Xiamen Ampcore Technology Limited

4. 会計方針に関する事項

(1) 棚卸資産

棚卸資産は取得原価または正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しております。取得原価は主として加重平均法に基づいて算定し、購入原価、加工費並びに、現在の場所及び状態に至るまでに要したすべてのコストを含んでおります。

正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売コストを控除した額で算定しております。

(2) 金融商品

① 非デリバティブ金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、有価証券の通常の方法による売買については決済日に当初認識しており、それ以外の金融資産については、金融商品の契約上の当事者になった時点で当初認識しております。

金融資産は、当初認識時に、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、または純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。この分類は、金融資産が負債性金融商品か資本性金融商品かによって次のとおり分類しております。

負債性金融商品である金融資産は、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しており、それ以外の場合には純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。なお、当社グループが保有する金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品ははありません。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産を保有している。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

売買目的で保有する資本性金融商品を除いて、資本性金融商品である金融資産は、原則として、事後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行っており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、その取引コストは発生時に純損益で当初認識しております。その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産及び償却原価で測定する金融資産は、取得に直接起因する取引コストを公正価値に加算した金額で当初認識しております。ただし、重要な金融要素を含まない営業債権は取引価格で当初測定しております。

(ii) 事後測定

償却原価で測定する金融資産は、実効金利法による償却原価で測定し、利息は純損益で認識しており

ます。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定し、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類したもののについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しております。認識を中止した場合は、もしくは、著しくまたは長期に公正価値が取得原価を下回る場合は、その他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額を利益剰余金に振り替えております。ただし、配当金は純損益で認識しております。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、公正価値の変動額は純損益で認識しております。

(iii) 減損

償却原価で測定する金融資産に係る減損については、期末日ごとに予想信用損失を評価し、貸倒引当金を認識しております。

期末日に、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。一方、信用リスクが当初認識後に著しく増大している場合には、予測情報も含めた合理的で裏付け可能な情報をすべて考慮して、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

ただし、営業債権については信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、全期間の予想信用損失と同額で貸倒引当金を認識しております。予想信用損失または戻入れの金額は、純損益で認識しております。

(iv) 認識の中止

金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転した場合に金融資産の認識を中止しております。

② 非デリバティブ金融負債

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債については、金融商品の契約上の当事者になった時点で当初認識しております。金融負債は、条件付対価を除き、当初認識時に、償却原価で測定する金融負債に分類しております。すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、発行に直接起因する取引コストを公正価値から控除した額で測定しております。

(ii) 事後測定

償却原価で測定する金融負債は、実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識を中止した場合の利得及び損失は、純損益で認識しております。

条件付対価は、公正価値で測定し、その変動額は純損益で認識しております。

(iii) 認識の中止

金融負債は、契約中に特定された債務が免責、取消し、または失効になった場合に認識を中止しております。

③ デリバティブ

当社グループは、外国為替相場の変動リスク等をヘッジするために、先物為替予約等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初認識し、その後も公正価値で再測定しております。デリバティブの公正価値の変動は純損益で認識しております。

なお、上記デリバティブについて、ヘッジ会計を適用しているものではありません。

(3) 有形固定資産

有形固定資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で表示しております。取得原価には、資産の取得に直接付随するコスト、解体・除去及び原状回復コストが含まれております。有形固定資産は、その見積耐用年数にわたり定額法で償却しております。

残存価額、見積耐用年数及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(4) のれん及び無形資産

① のれん

企業結合により取得したのれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した額で表示しております。

② 無形資産

無形資産の測定においては原価モデルを採用し、耐用年数を確定できる無形資産については、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額、耐用年数を確定できない無形資産については、取得原価から減損損失累計額を控除した額で表示しております。

個別に取得した無形資産は当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産は、無形資産の定義を満たし、識別可能であり、かつ公正価値が信頼性をもって測定できる場合、のれん

とは別個に識別し、取得日の公正価値で認識しております。

新しい科学的または技術的知識の獲得のために行われる研究活動に対する支出は、発生時に費用として認識しております。

開発活動における支出については、次のすべての要件を立証できた場合に限り資産として認識し、その他の支出はすべて発生時に費用として認識しております。

- ・使用または売却できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
- ・無形資産を完成させ、さらにそれを使用または売却するという意図
- ・無形資産を使用または売却できる能力
- ・無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創出する方法
- ・無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用または売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性
- ・開発期間中の無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定できる能力

耐用年数を確定できる無形資産については、その見積耐用年数にわたり定額法で償却しております。

残存価額、見積耐用年数及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(5) リース

当社グループは契約開始時に、契約がリースであるかどうか、またはリースが含まれるかを決定しております。当社グループのリース契約の一部には、リース要素及び非リース要素を含むものがあり、それぞれを区分して会計処理しております。

借手としてのリース取引は、リース開始日に、使用权資産とリース負債を認識しております。

使用权資産は取得原価で当初測定を行っており、当該取得原価は、リース負債の当初測定額に当初直接コスト、前払リース料等を調整した金額で測定しております。当初認識後、原資産の所有権がリース期間の終了時までに移転する場合、または使用权資産の取得原価が購入オプションを行使することを反映している場合は原資産の耐用年数で、それ以外の場合は使用权資産の耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース負債は、未払リース料総額を、リースの計算利率（当該利率を容易に算定できる場合）またはリース開始時に入手可能な情報を基にした追加借入利率で割り引いた現在価値で測定しております。

リース期間が12ヵ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用权資産及びリース負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたって、定額法により費用として認識しております。

(6) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産等を除く非金融資産については、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額に基づく減損テストを実施しております。個々の資産が他の資産または資産グループからおおむね独立したキャッシュ・フローを発生させない場合には、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっております。資金生成単位は、他の資産または資産グループからおおむね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小単位の資産グループとしております。

のれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず、毎年同じ時期に減損テストを実施しており、さらに減損の兆候が存在する場合は、その都度減損テストを実施しております。企業結合により取得したのれんは、企業結合の結果、便益を享受できると期待される資金生成単位または資金生成単位グループに配分して減損テストを行っております。

持分法で会計処理されている投資については、減損の客観的な証拠が存在する場合に、投資全体の帳簿価額を単一の資産として減損テストを行っております。

資産、資金生成単位または資金生成単位グループの回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。

減損損失は、資産、資金生成単位または資金生成単位グループの帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、差額を純損益で認識しております。

のれん以外の資産に関しては、過去に認識した減損損失について、損失の減少または消滅を示す兆候の有無を評価しております。そのような兆候がある場合で、当該資産または資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を上回るときは、減損損失を戻入しております。この場合、減損損失を認識しなかった場合の減価償却または償却控除後の帳簿価額を上限として、資産の帳簿価額を回収可能価額まで増額しております。

(7) 引当金

過去の事象の結果として、当社グループが現在の法的義務または推定的義務を有しており、当該義務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、かつその義務の金額について信頼

性のある見積りが可能な場合に認識しております。

貨幣の時間的価値の影響が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及びその負債に特有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割り引いております。

(8) 従業員給付

① 退職後給付

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を採用しております。

確定給付制度に係る資産または負債の純額は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除して算定しております。この計算による資産計上額は、制度からの返還または将来掛金の減額という利用可能な将来の経済的便益の現在価値を上限としております。

確定給付制度債務は、予測単位積増方式に基づいて算定され、その現在価値は、将来の予想支払額に割引率を適用して算定しております。割引率は、給付が見込まれる期間に近似した満期を有する優良社債の利回りを参照して決定しております。勤務費用及び確定給付制度に係る資産または負債の純額に係る純利息費用は純損益で認識しております。数理計算上の差異、純利息費用に含まれる部分を除く制度資産に係る収益及び資産上限額の影響の変動については、それらが生じた期間において確定給付制度に係る再測定としてその他の包括利益で認識し、直ちに利益剰余金へ振り替えております。

過去勤務費用は、発生した期の純損益で認識しております。

確定拠出制度への拠出は、従業員が労働を提供した期間における要拠出額を従業員給付費用として純損益で認識しております。

② 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、従業員が関連する労働を提供した期間に従業員給付費用として純損益で認識しております。

賞与及び有給休暇費用については、支払を行う法的または推定的な債務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払されると見積もられる額を負債として認識しております。

(9) 収益

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の範囲に含まれる取引について、当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する

当社グループは、グローバルに展開するICT関連企業、自動車・自動車部品メーカー、家電・産業機器メーカー等を主な顧客に、受動部品、センサ応用製品、磁気応用製品及びエナジー応用製品等の販売を行っております。これらの製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

製品の移転と交換に当社グループが受け取る取引価格は、値引き、顧客特典、売上に応じた割引し等の変動対価を含んでいる場合があります。当社グループは、変動対価に関する不確実性が解消された時点で収益認識累計額の重要な戻入れが生じない可能性が高い範囲で、変動対価を取引価格に含めております。変動対価は、過去の傾向や売上時点におけるその他の既知の要素に基づいて見積もっており、各報告期間末の情報に基づき見直しております。

また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、対価について重大な金融要素は含んでおりません。

(10) 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金と繰延税金から構成され、企業結合に関連するもの及びその他の包括利益または資本に直接認識される項目を除き、純損益で認識しております。

当期税金は、期末日時点において施行または実質的に施行されている税率及び税法を用いて、税務当局に納付または税務当局から還付されることが予想される金額で測定しております。

繰延税金は、資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異、未使用の繰越欠損金並びに繰越税額控除に対して認識しております。なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

- ・ のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・ 企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・ 子会社及び関連会社に対する投資に係る将来減算一時差異のうち、予測可能な将来に一時差異が解消し

- ない可能性が高い場合、または当該一時差異からの便益を利用するのに十分な課税所得がない場合
- ・子会社及び関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産及び負債は、期末日時点において施行または実質的に施行されている税法に基づいて、一時差異が解消される時に適用されると予測される税率を用いて測定しております。

繰延税金資産と繰延税金負債は、非流動資産または非流動負債として表示しております。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合に、相殺しております。

繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除のうち、将来課税所得に対して利用できる可能性が高いもの限り認識しております。繰延税金資産は期末日に見直し、税務便益が実現する可能性が高くなった部分について減額しております。

法人所得税の不確実な税務ポジションについて、税務当局による調査において発生の可能性が高いと認められる場合には、合理的な見積額を資産または負債として認識しております。

【会計方針の変更に関する注記】

当連結会計年度より適用している主な基準書は、以下のとおりです。

基準書	基準名	概要
IAS第12号	法人所得税	単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金の会計処理の明確化

上記基準書の適用による当社グループの経営成績及び財政状態への重要な影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

当社グループは、IFRSに準拠した連結計算書類を作成するにあたり、会計方針の適用、資産・負債及び収益・費用の報告額並びに偶発資産・偶発負債の開示に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行っております。実際の結果は、これらの見積りとは異なる場合があります。なお、これらの見積りや仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの変更による影響は、見積りを変更した報告期間及びその影響を受ける将来の報告期間において認識しております。

翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のある、仮定及び見積りに関する情報は次のとおりであります。

- ・有形固定資産、のれん及び無形資産の減損

当連結会計年度において、減損損失として連結損益計算書に9,570百万円計上しており、減損後の有形固定資産、のれん及び無形資産の金額は連結財政状態計算書に記載のとおりです。販売の低迷に伴う収益力の低下等から、主にセンサ応用製品セグメントに含まれるMEMSセンサ事業、磁気応用製品セグメントに含まれるマグネット事業及びエネルギー応用製品セグメントに含まれるEV用電源事業に係る有形固定資産等について減損損失を認識しており、それぞれ3,299百万円、2,809百万円及び2,038百万円であります。これらの見積りの算出方法については「【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項】 4. 会計方針に関する事項 (6) 非金融資産の減損」をご参照ください。

回収可能価額の見積りにおいては、将来キャッシュ・フロー、割引率、永久成長率等について一定の仮定を設定しております。当社グループは、仮定は合理的であると判断しておりますが、事業遂行上予測不能の事象に起因して仮定が変化した場合、回収可能価額が当初の見積りを下回る可能性があります。これらにより、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響が生じる可能性があります。

- ・確定給付制度債務の測定

当連結会計年度に計上した退職給付に係る負債の金額は連結財政状態計算書に記載のとおりです。これらに関する会計方針については「【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項】 4. 会計方針に関する事項 (8) 従業員給付」をご参照ください。

従業員の確定給付費用及び確定給付制度債務は、保険数理人がそれらの数値を計算する際に使用する基礎率に基づいて測定しております。基礎率には、割引率、退職率、死亡率、昇給率等が含まれます。当社グループはこれらの基礎率が適切であると考えておりますが、実際の結果及び基礎率の変更による差異は将来における確定給付費用及び確定給付制度債務に影響を及ぼす可能性があります。また、割引率は、給付が見込まれる期間に近似した満期を有する優良社債の利回りを参照して決定しております。割引率の低下は、確定給付制度債務の増加をもたらす可能性があります。これらにより、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響が生じる可能性があります。

- ・繰延税金資産の回収可能性

当連結会計年度に計上した繰延税金資産の金額は連結財政状態計算書に記載のとおりです。これらに関する会計方針については「【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項】 4. 会計方針に関する事項 (10) 法人所得税」をご参照ください。

繰延税金資産の回収可能性は、一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除が将来減算される期間における課税所得の水準により判断されます。当社グループは、回収可能性の評価に当たって将来加算一時差異の解消時期、将来の課税所得の予測及び税務戦略を考慮しております。認識された繰延税金資産については、過去の課税所得の水準及び繰延税金資産が控除可能な期間における将来の課税所得の予測に基づき、回収される可能性が高いと考えております。しかしながら、将来の利益計画が実現できない、もしくは達成できない場合、または当社グループがその他の要因に基づき繰延税金資産の回収可能性評価を変更した場合、回収する可能性が高くなった部分を減額することが必要となります。これらにより、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響が生じる可能性があります。

・引当金の認識及び測定、並びに偶発負債の将来の経済的便益の流出の可能性

当連結会計年度に計上した引当金の金額は連結財政状態計算書に記載のとおりです。また、偶発負債の内容は「【連結財政状態計算書に関する注記】4. 偶発負債」に記載のとおりです。引当金に関する会計方針については「【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項】4. 会計方針に関する事項 (7) 引当金」をご参照ください。

経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高くない、または、その義務の金額について信頼性のある見積りが可能でない場合は、重要性に応じて、偶発負債として開示しております。

引当金の計算及び偶発負債の判断は、期末日における将来の経済的便益の流出時期及び流出金額に関する最善の見積りに基づいて行っておりますが、見積りに使用した仮定と異なる結果が生じた場合、引当金の金額が変動し、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響が生じる可能性があります。

【連結財政状態計算書に関する注記】

1. 資産から直接控除した貸倒引当金
営業債権 2,196百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 1,785,070百万円
3. その他の資本の構成要素には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融資産の公正価値変動額、在外営業活動体の換算差額が含まれております。
4. 偶発負債

当社及び一部の子会社に対して係争中の案件があります。これら案件には、HDD用サスペンションに関する、独占禁止法違反を理由に米国及びカナダにて提起されている集団訴訟が含まれておりますが、現時点ではその影響額を合理的に見積もることは困難であります。当社の経営者は、上記の訴訟以外には、当社グループの連結財政状態及び経営成績に重要な影響を与える追加債務はないと考えております。

【連結損益計算書に関する注記】

その他の営業収益及びその他の営業費用の内訳は次のとおりであります。

	(単位：百万円)
政府補助金	5,735
受取補償金	1,488
固定資産売却益	2,548
還付消費税等	3,914
その他	9,027
その他の営業収益合計	22,712
固定資産売却損	317
その他の営業費用合計	317

【連結持分変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の数に関する事項

株式の種類	期首の株式数	増加株式数	減少株式数	期末の株式数
普通株式	388,772千株	－千株	－千株	388,772千株

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	期首の株式数	増加株式数	減少株式数	期末の株式数
普通株式	9,490千株	0千株	110千株	9,381千株

自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

自己株式の数の減少は、単元未満株式の売渡しによる減少0千株、ストックオプションの行使による減少83千株、事後交付型株式報酬の支給による減少26千株によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月22日 定時株主総会	普通株式	20,102	53	2023年3月31日	2023年6月23日
2023年11月1日 取締役会	普通株式	22,001	58	2023年9月30日	2023年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2024年6月21日開催の定時株主総会において次の議案を付議します。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	22,005	利益剰余金	58	2024年3月31日	2024年6月24日

4. 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

発効日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
2010年7月4日	普通株式	7,200株
2011年7月3日	普通株式	9,300株
2012年7月8日	普通株式	15,300株
2013年7月7日	普通株式	19,500株
2014年7月6日	普通株式	30,900株
2015年8月23日	普通株式	92,400株
2016年7月10日	普通株式	77,100株
2017年7月9日	普通株式	45,600株
2018年4月8日	普通株式	113,100株
2018年7月8日	普通株式	7,200株
2019年4月7日	普通株式	38,400株
2019年7月7日	普通株式	9,600株
2020年4月12日	普通株式	600株

5. 当連結会計年度末における株式引受権に関する事項

付与日	株式の種類	株式の数
2021年8月20日	普通株式	92,700株
2021年11月8日	普通株式	16,400株
2022年8月26日	普通株式	32,400株
2022年9月9日	普通株式	18,100株
2022年10月7日	普通株式	2,800株
2023年6月1日	普通株式	34,000株

【1 株当たり情報に関する注記】

親会社の所有者に帰属する当期利益	
基本	124,687百万円
希薄化後	124,687百万円
加重平均発行済普通株式数－基本	379,336千株
ストックオプション行使による増加株式数	506千株
リストラクテッド・ストック・ユニットに基づく株式支給による増加株式数	61千株
パフォーマンス・シェア・ユニットに基づく株式支給による増加株式数	19千株
加重平均発行済普通株式数－希薄化後	379,922千株
1 株当たり当期利益	
基本	328円70銭
希薄化後	328円19銭
1 株当たり親会社の所有者に帰属する持分	4,500円19銭

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 財務上のリスク管理

当社グループは、信用リスク、流動性リスク、市場リスク（為替リスク、金利リスク及び市場価格変動リスク）などの様々なリスクに晒されております。また、当社グループは市場リスクをヘッジするために、先物為替予約等のデリバティブ金融商品を利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従っており、デリバティブ金融商品を利用した投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 信用リスク

信用リスクは、保有する金融資産の相手方が契約上の債務に対して債務不履行になり、当社グループの財務上の損失が発生するリスクであります。当社グループは、事業を営む上で、営業債権、その他の債権、その他の金融資産（デリバティブ等）それぞれにおいて、顧客及び取引相手の信用リスクがあります。

当社グループは、当該リスクの未然防止または低減のため、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有していません。

(3) 流動性リスク

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を支払期日に履行できなくなるリスクであります。当社グループの運転資金需要は主に、製品の製造に使用する原材料や部品の調達等の製造費用のほか、継続的な新製品開発に向けた研究開発費用を含む販売費及び一般管理費等であります。また、長期性の資金需要は、エレクトロニクス市場における急速な技術革新や販売競争の激化に的確に対応するための設備投資や更なる成長戦略に向けたM&A等によるものであります。

当社グループは、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。日本、米国、欧州、中国及びアセアンの各地域においてキャッシュ・マネジメント・システムを導入しグループ資金効率の向上を図るとともに、コミットメントライン契約などにより流動性を担保しております。

(4) 為替リスク

当社グループは、グローバルに事業を展開しており、連結ベースでの海外売上高比率は90%を超え、取引通貨の多くはドル・ユーロ等、日本円以外の通貨であります。これらの通貨に対する急激な円高の進行は、売上高や利益の減少等、損益に影響を与えますが、当該リスク軽減のため、当社グループでは外貨建原材料購買の増大や海外拠点で消費する資材の現地調達を進めております。また、外貨建資産及び負債は、財務諸表上で日本円に換算されるため、為替レートの変動の結果、換算差による影響が生じます。為替レートの変動に対応するため、外貨建資金調達及び先物為替予約契約の締結等の対策は講じておりますが、急激または大幅な為替レートの変動等は、当社グループの財政状況及び業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(5) 金利リスク

当社グループは、事業活動を進める上で、運転資金及び設備投資等に必要となる資金を調達することに伴い発生する利息を支払っております。変動金利での借入を行っている場合には、利息の金額は市場金利の変動に影響を受けることから、利息に係る将来キャッシュ・フローが変動する金利リスクに晒されております。

当社グループは、金利変動リスクに係るエクスポージャーの望ましい水準を維持し、支払利息を最小化するために、金利スワップ契約を利用することがあります。有利子負債は、主に固定金利により調達している社債及び借入金、または金利スワップ契約により金利変動リスクを回避している変動金利の借入金であるため、金利リスクが当社グループのキャッシュ・フローに与える影響は重要ではありません。

(6) 市場価格変動リスク

当社グループは、事業活動の円滑な推進を目的として、主に業務上の関係を有する会社の株式を保有していることから、株価変動リスクに晒されております。当社グループが保有する株式については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、評価損益を把握している他、発行体との関係を勘案の上、保有状況を継続的に適宜見直しております。

株式は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しており、急激または大幅な市場価格の変動等は、当社グループの財政状況及び業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

2. 金融商品の公正価値に関する事項

当初認識後に経常的に公正価値で測定する金融商品は、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類しております。

当該分類において、公正価値のヒエラルキーは、以下のように定義しております。

レベル1：当社グループが測定日に入手可能な、活発な市場における同一の資産または負債の調整不要な取引価格

レベル2：レベル1に属する取引価格以外で、直接的あるいは間接的にその資産または負債に関連して市場から入手可能なインプット

レベル3：その資産または負債に関連する観察可能でないインプット

(1) 金融商品の公正価値と帳簿価額の比較

金融商品の帳簿価額及び公正価値は、次のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	帳簿価額	公正価値
社債	219,439	215,796
長期借入金（1年以内返済予定分を含む）	313,640	311,058

公正価値で測定する金融商品または帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品は、上表には含めておりません。

上記の社債及び長期借入金（1年以内返済予定分を含む）の公正価値は、それぞれの将来のキャッシュ・フローを、同様の期日をもった類似の借入を当社グループが決算日に行った場合の市場での借入利率で割り引いた金額あるいは、同一または類似債券の取引の相場を基に見積もっており、レベル2に分類しております。

(2) 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

経常的に公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーに基づくレベル別分類は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
デリバティブ金融資産				
先物為替予約	-	1,747	-	1,747
通貨オプション	-	6	-	6
コマーシャル・ペーパー	-	34	-	34
SAFE投資	-	-	1,722	1,722
転換社債型新株予約権付社債	-	-	227	227
株式	10,523	-	142,776	153,299
投資信託	3,401	-	-	3,401
信託資金投資	10,535	-	-	10,535
その他	-	-	794	794
合計	24,459	1,787	145,519	171,765
金融負債				
デリバティブ金融負債				
先物為替予約	-	3,857	-	3,857
通貨オプション	-	1,054	-	1,054
合計	-	4,911	-	4,911

レベル1の株式及び投資信託は、十分な取引量と頻繁な取引がある活発な市場における調整不要な市場価格で評価しております。信託資金投資は従業員給与の一部を預かり、調整不要な市場価格を有する金融商品で投資運用を行っている残高であります。

レベル2のデリバティブは先物為替予約、通貨オプション等によるものであり、取引相手方から入手した相場価格に基づき評価され、外国為替レート等の観察可能な市場インプットに基づき算定しております。

レベル3の株式は、主にマルチプル法または取引事例法に基づいて公正価値を測定しております。

レベル3に分類された経常的に公正価値で測定する資産のうち、資本性金融商品の公正価値の測定に用いている重要な観察可能でないインプットは主にEV(企業価値)/売上高倍率であり、当連結会計年度末におけるインプットの加重平均値は0.43倍であります。EV(企業価値)/売上高倍率については、上昇した場合に株式の公正価値が増加する関係にあります。なお、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に見込まれる公正価値の増減は重要ではありません。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、報告期間末に発生したものと認識しております。なお、レベル1とレベル2の間における振替はありません。

(3) レベル3に分類した金融商品の公正価値測定

① 評価プロセス

当社グループの財務及び経理部門の担当者は、社内規程に基づいて、公正価値測定の対象となる金融商品の性質、特徴及びリスクを最も適切に反映できる評価技法及びインプットを用いて公正価値を測定しております。また、測定に高度な知識及び経験を必要とする金融商品で、その金融商品が金額的に重要である場合には、公正価値測定に外部専門家を利用しております。各報告期間末において実施した金融商品の公正価値の測定結果は外部専門家の評価結果を含めて、財務及び経理部門の責任者が公正価値の増減分析結果などのレビューと承認を行っております。

② レベル3に分類した金融商品の調整表

レベル3に分類した金融商品の調整表は、次のとおりであります。

金融資産	(単位：百万円)
期首残高	129,502
利得または損失	
純損益	9,191
その他の包括利益	△18,905
購入	15,694
売却	△1,214
レベル3からの振替	△2,633
その他	13,884
期末残高	145,519

レベル3からの振替は、投資先が上場したことによるものであります。

【収益認識に関する注記】

当社グループは、顧客との契約から生じる収益を顧客との契約に基づき、セグメント区分、製品群及び地域別に売上高を分解しております。分解した売上高の内訳は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度における組織変更により、従来「その他」に属していた一部製品を「受動部品」のコンデンサに区分変更しております。

(単位：百万円)

	日本	米州	欧州	中国	アジア他	合計
コンデンサ	26,267	45,427	56,189	74,775	42,389	245,047
インダクティブデバイス	25,350	18,332	48,594	75,572	24,102	191,950
その他受動部品	11,998	11,425	34,560	44,638	26,031	128,652
受動部品	63,615	75,184	139,343	194,985	92,522	565,649
センサ応用製品	21,362	14,390	30,475	84,820	29,464	180,511
磁気応用製品	35,411	954	4,661	34,394	108,791	184,211
エネルギー応用製品	48,648	54,856	26,546	778,117	213,495	1,121,662
その他	15,595	3,303	1,978	25,260	5,707	51,843
売上高合計	184,631	148,687	203,003	1,117,576	449,979	2,103,876

売上高は、主として顧客との契約から認識した収益であり、その他の源泉から認識した収益の額に重要性はありません。

当社グループは、グローバルに展開するICT関連企業、自動車・自動車部品メーカー、家電・産業機器メーカー等を主な顧客に、受動部品、センサ応用製品、磁気応用製品及びエネルギー応用製品等の販売を行っており、これらの製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

製品の移転と交換に当社グループが受け取る取引価格は、値引き、顧客特典、売上に応じた割戻し等の変動対価を含んでいる場合があります。当社グループは、変動対価に関する不確実性が解消された時点で収益認識累計額の重要な戻入れが生じない可能性が高い範囲で、変動対価を取引価格に含めております。変動対価は、過去の傾向や売上時点におけるその他の既知の要素に基づいて見積もっており、各報告期間末の情報に基づき見直しております。

当社グループは、主に個別契約に基づく製品の販売において、顧客から受領した対価のうち既に収益として認識した金額を上回る部分を、製品の引渡しにより履行義務を充足するまで前受金として計上しております。当連結会計年度末における前受金は、9,045百万円であり、連結財政状態計算書の「その他の流動負債」に含めております。前連結会計年度の前受金のうち、当連結会計年度に収益として認識した金額は2,961百万円であります。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

当社グループでは、当初の予想期間が1年以内の契約の一部である場合には、実務上の便法を用いて残存履行義務に関する情報の開示を省略しております。また、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	32,641	59,256	—	59,256	8,160	556	405,162	413,879	△16,259	489,518
事業年度中の変動額										
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	△42,103	△42,103	—	△42,103
当期純利益	—	—	—	—	—	—	69,283	69,283	—	69,283
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	—	△0	△0
自己株式の処分	—	—	82	82	—	—	—	—	187	270
株主資本以外の項目の										
事業年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	82	82	—	—	27,180	27,180	186	27,450
当期末残高	32,641	59,256	82	59,339	8,160	556	432,342	441,060	△16,072	516,969

	評価・換算差額等			株式引受権	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計			
当期首残高	2,519	2,813	5,332	302	1,172	496,326
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△42,103
当期純利益	—	—	—	—	—	69,283
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△0
自己株式の処分	—	—	—	—	—	270
株主資本以外の項目の						
事業年度中の変動額 (純額)	2,693	—	2,693	98	△177	2,614
事業年度中の変動額合計	2,693	—	2,693	98	△177	30,064
当期末残高	5,212	2,813	8,025	400	995	526,391

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
 - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法
- (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- ① 商品及び製品、仕掛品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
 - ② 材料及び貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産 定額法によっております。
(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 - 建物 4～50年
 - 機械及び装置 4～20年
 - ② 無形固定資産 定額法によっております。
(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（主として5～10年）に基づく定額法によっております。
 - ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
- 当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- 当社は、グローバルに展開するICT関連企業、自動車・自動車部品メーカー、家電・産業機器メーカー等を主な顧客に、受動部品、センサ応用製品、磁気応用製品及びエネルギー応用製品等の販売を行っており、これらの製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。
- 製品の移転と交換に当社が受け取る取引価格は、値引き、顧客特典、売上に応じた割戻し等の変動対価を含んでいる場合があります。当社は、変動対価に関する不確実性が解消された時点で収益認識累計額の重要な戻入れが生じない可能性が高い範囲で、変動対価を取引価格に含めております。変動対価は、過去の傾向や売上時点におけるその他の既知の要素に基づいて見積もっており、各事業年度末の情報に基づき見直しております。
- また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、対価について重大な金融要素は含んでおりません。
- (6) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。
 - ② ヘッジ手段と対象
 - ヘッジ手段：為替予約・外貨建借入金
 - ヘッジ対象：在外子会社等に対する投資への持分
 - ③ ヘッジ方針 当社の社内管理規程に基づき為替変動リスクを把握、管理し、デリバティブ等により適切に対応します。
 - ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動と、ヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、両者の変動額を基礎としてヘッジ有効性を評価する等の合理的な方法を取引毎又はヘッジカテゴリー毎に定め、定期的に有効性を評価しています。
- (7) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案

- し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 株式報酬引当金 役員への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、当事業年度末における支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ④ 退職給付引当金
(前払年金費用) 従業員の退職給付に備えるため、退職給付制度毎の当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌事業年度から費用処理し、過去勤務費用はその発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により処理しております。
- (8) その他計算書類作成のための基本となる事項
- ① 繰延資産の処理方法
・社債発行費 社債の償還までの期間にわたり利息法にて償却しております。
- ② 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ③ 消費税等の処理方法 資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は次のとおりです。

(1) 関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の貸借対照表において関係会社株式693,673百万円を計上しております。当該関係会社株式を構成する主要な項目として、米国において関係会社に対する投融資及びその管理を行う非上場の子会社であるTDK U.S.A. Corporation (以下「TUC」という。)に対する投資210,510百万円があります。

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、関係会社株式について取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、実質価額が著しく低下したときは、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損の計上が必要となります。

TUCに対する投資の実質価額のうち重要な部分は、TUCが1株当たり純資産額に超過収益力を反映した価額で取得した、センサ応用製品セグメントに含まれるMEMSセンサ事業を営むInvenSense, Inc. (以下「InvenSense」という。)に対する投資から構成されております。MEMSセンサ事業の中核会社であるInvenSenseにおいて、新製品の拡販等を継続し、自動車向け販売等拡大しているものの、ICT製品の中国スマートフォン市場を中心とした市況悪化等を受け、MEMSセンサ事業及びInvenSenseは、同社買収以降黒字化に至っておりません。しかしながら、当社は、当事業年度末において、InvenSenseの超過収益力を反映したTUCに対する投資の実質価額に著しい低下は生じていないと判断しており、評価損を計上しておりません。

なお、TUCに対する投資の実質価額の算定にあたっては、InvenSenseに対する投資の実質価額を、InvenSenseの割引前将来キャッシュ・フローを加重平均資本コストによる割引率で割引いて算定しております。

当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定は次のとおりです。

(i) InvenSenseの事業計画

(a) 売上高の増加の前提となる顧客基盤及び製品用途の拡大

(b) 事業計画対象期間以降の永久成長率

(ii) 加重平均資本コストによる割引率の見積りに関する算定方法及びインプットデータの選択

貸借対照表における関係会社株式の金額の算出に用いられる仮定は市況やその他の環境変化に関する不確実性を伴い、関係会社株式の評価に関する見積りが悪化した場合には、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 425,118百万円
 なお、減損損失累計額は減価償却累計額に含めて表示しております。
- (2) 偶発債務
- 保証債務残高
- (イ) 従業員の住宅ローン借入に対する保証 122百万円
- (ロ) 関係会社の取引先への仕入債務に対する保証
- ・ InvenSense, Inc. 1,139百万円
 - ・ TDK-Micronas GmbH 590百万円
 - ・ SAE Magnetics(Hong Kong)Limited 11百万円
- (ハ) 関係会社の年金債務に対する保証
- ・ Headway Technologies, Inc. 6,126百万円
 - ・ TDK U.S.A. Corporation 1,388百万円
 - ・ InvenSense, Inc. 1,012百万円
 - ・ TDK Corporation of America 260百万円
 - ・ TDK-Lambda Americas Inc. 188百万円
 - ・ その他 199百万円
- (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）
- ① 短期金銭債権 79,354百万円
- ② 短期金銭債務 287,740百万円
- ③ 長期金銭債務 53,371百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- ① 商品及び製品売上高 321,027百万円
- ② 役務収益 4,502百万円
- ③ 仕入高 227,230百万円
- ④ 営業取引以外の取引高 173,281百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	388,772千株	－千株	－千株	388,772千株

- (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	9,490千株	0千株	110千株	9,381千株

自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

自己株式の数の減少は、単元未満株式の売渡しによる減少0千株、ストックオプションの行使による減少83千株、事後交付型株式報酬の支給による減少26千株によるものであります。

- (3) 配当に関する事項

- ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月22日 定時株主総会	普通株式	20,102	53	2023年3月31日	2023年6月23日
2023年11月1日 取締役会	普通株式	22,001	58	2023年9月30日	2023年12月4日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
 2024年6月21日開催の定時株主総会において次の議案を付議します。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	22,005	利益剰余金	58	2024年3月31日	2024年6月24日

(4) 当事業年度末における新株予約権に関する事項

発効日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
2010年7月4日	普通株式	7,200株
2011年7月3日	普通株式	9,300株
2012年7月8日	普通株式	15,300株
2013年7月7日	普通株式	19,500株
2014年7月6日	普通株式	30,900株
2015年8月23日	普通株式	92,400株
2016年7月10日	普通株式	77,100株
2017年7月9日	普通株式	45,600株
2018年4月8日	普通株式	113,100株
2018年7月8日	普通株式	7,200株
2019年4月7日	普通株式	38,400株
2019年7月7日	普通株式	9,600株
2020年4月12日	普通株式	600株

(5) 当事業年度末における株式引受権に関する事項

付与日	株式の種類	株式の数
2021年8月20日	普通株式	92,700株
2021年11月8日	普通株式	16,400株
2022年8月26日	普通株式	32,400株
2022年9月9日	普通株式	18,100株
2022年10月7日	普通株式	2,800株
2023年6月1日	普通株式	34,000株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金(※1)	72,421百万円
関係会社株式	84,601百万円
退職給付引当金	1,667百万円
減価償却費超過額	4,342百万円
その他	8,592百万円

繰延税金資産小計	171,625百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(※1)	△72,421百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△99,045百万円
評価性引当額小計	△171,467百万円
繰延税金資産合計	158百万円

繰延税金負債

繰延ヘッジ損益	△1,269百万円
その他有価証券評価差額金	△2,352百万円
退職給付信託設定益	△158百万円
圧縮記帳積立金	△251百万円
繰延税金負債合計	△4,032百万円
繰延税金負債の純額	△3,873百万円

(※1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金 (a)	6,400	12,163	7,872	—	4,379	41,605	72,421
評価性引当額	△6,400	△12,163	△7,872	—	△4,379	△41,605	△72,421
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している主な資産としてパソコン及びその周辺機器があります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

属性	会社等の名称	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期 末 残 高 (百万円)
					役員 兼任 の 等	事業 上 の 関 係				
子会社	TDK エレクトロニクスファクトリーズ 株式会社	200 百万円	受動部品の 製造	直接 100	あり (注6)	資金の貸借	資金の借入 (注1)	16,493	短期 借入金	18,392
						当社製品の 製造	業務委託 (注2)	70,960	買掛金	4,145
子会社	TDK HONGKONG COMPANY LIMITED	25,500千 香港ドル	受動部品の 販売	直接 100	なし	当社製品の 販売	製品販売 (注3)	64,523	売掛金	5,198
子会社	SAE Magnetics (Hong Kong) Limited	50千 香港ドル	磁気応用製品の 製造・販売	間接 100	あり (注6)	資金の貸借	資金の借入 (注1)	20,785	短期 借入金	37,852
子会社	Amperex Technology Limited	267,588千 USドル	エナジー応 用製品の 製造・販売	直接 42.42 間接 57.58	あり (注6)	資金の貸借	資金の借入 (注1)	50,513	短期 借入金	95,010
子会社	TDK U.S.A. Corporation	8百 USドル	関係会社 に対する投 融資並び に関係 会社管理	直接 100	あり (注6)	資金の貸借	資金の貸付 (注1)	38,119	関係会社 短期 貸付金	38,003
子会社	TDK Europe S.A.	20,974千 ユーロ	関係会社 に対する投 融資並び に関係 会社管理	直接 100	なし	資金の貸借	資金の借入 (注1)	61,313	短期 借入金	57,134
子会社	TDK- Micronas GmbH	500千 ユーロ	センサ応 用製品の 製造・販売	直接 100	あり (注6)	資金の貸借	債権との 相殺 (注4)	4,155	長期 未払金	53,371
子会社	Headway Technologies Inc.	163,161千 USドル	磁気応用製 品の製造・ 販売	直接 100	あり (注6)	資金の貸借	資金の貸付 (注1)	59,117	関係会社 短期 貸付金	24,225
									一年内 回収予定 の関係会 社長期貸 付金	18,169
									関係会社 長期 貸付金	22,711
子会社	Amperex Technology (Singapore) Pte. Ltd.	450,000千 USドル	関係会社 に対する投 融資並び に関係 会社管理	直接 100	あり (注6)	資金の貸借	資金の借入 (注1)	10,179	短期 借入金	15,141
子会社	Hutchinson Technology Inc.	599,129千 USドル	磁気応用製 品の製造・ 研究開発	直接 100	あり (注6)	増資の引受	増資の引受 (注5)	49,024	—	—

属性	会社等の名称	資本金 又は 出資金	事業 内 容	議決権 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期 末 残 高 (百万円)
					役 員 の 兼 任 等	事 業 上 の 関 係				
子会社	TDK (MALAYSIA) SDN. BHD.	58,122千 マレーシア リングット	エナジー応 用製品の 製造・販売	直接 100	あり (注6)	資金の貸借	資金の貸付 (注1)	17,573	関係会社 短期 貸付金	17,746
									一年内 回収予定 の関係会 社長期貸 付金	3,633

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 子会社に対する資金の貸付及び子会社からの資金の借入について、利率は市場金利を勘案して、双方合意の上で決定しております。

なお、取引金額には期中の平均残高を記載しております。

(注2) 業務委託に関しましては、同社の原価等を勘案し、取引価格を決定しております。

(注3) 製品の販売に関しましては、市場価格を基に販売先と交渉の上決定しております。

なお、取引金額は純額表示しております。

(注4) 当事者間の契約に基づいて債権債務を相殺しております。

(注5) 増資の引受については、子会社が行った増資を全額引き受けております。

(注6) 役員の兼任等には、当社執行役員を含めて記載しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項 (5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,383円78銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 182円64銭 |

11. その他の注記

(1) 退職給付関係

① 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金（基金型）、退職手当（退職一時金制度）を設けている他、確定拠出年金制度を設けております。

② 退職給付債務及びその内訳

単位：百万円

	第128期 (2024年3月31日現在)
(1) 退職給付債務	△163,360
(2) 年金資産	187,334
(3) 未積立退職給付債務 (1)+(2)	23,974
(4) 未認識数理計算上の差異	△16,570
(5) 未認識過去勤務費用	△8,928
(6) 前払年金費用	18,600
(7) 退職給付引当金 (3)+(4)+(5)-(6)	△20,125

③ 退職給付費用の内訳

単位：百万円

	第128期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)
退職給付費用	4,838
(1) 勤務費用	3,095
(2) 利息費用	2,421
(3) 期待運用収益	△5,023
(4) 過去勤務費用の費用処理額	△297
(5) 数理計算上の差異の費用処理額	3,862
(6) 臨時に支払った割増退職金等	70
(7) 確定拠出年金への掛金支払額	709

④ 退職給付債務の計算基礎

	第128期 (2024年3月31日現在)
(1) 割引率	1.8%
(2) 長期期待運用収益率	2.8%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
(4) 過去勤務費用の処理年数	発生時の従業員の平均残存勤務期間（9年～18年）
(5) 数理計算上の差異の処理年数	発生時の従業員の平均残存勤務期間（6年～18年）

(2) 減損損失

当事業年度においては、当社は以下の資産グループについて、減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所	金額（百万円）
製造用設備	機械及び装置他	千葉県成田市	915
遊休資産	建物他	千葉県夷隅郡	886
製造用設備	機械及び装置他	山形県鶴岡市	825
遊休資産	土地	茨城県北茨城市	309
排出権	長期前払費用	東京都中央区日本橋	206
製造用設備	機械及び装置他	静岡県牧之原市	151
遊休資産	建物他	長野県北佐久郡軽井沢町	77

当社は、原則として事業部単位にてグルーピングを行っております。一部の製造用設備については収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったため、また遊休資産及び排出権については、使用見込みがないことからその帳簿価額を正味売却価額または備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。